

～法人マーケット開拓に役立つ～

米卸売業

37

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓明】

米卸売業のリスクマネジメント

◇米卸売業の特徴

少子高齢化という需要人口の減少と食生活の変化に伴い日本人のコメ離れが加速するなか、平成16年にコメの流通規制の原則撤廃により、生産者からの直接販売が増えるなど流通自由化により米卸売業を通さない直接取引が拡大している。

(社)米穀安定供給確保支援機構の調査では、平成19年度のコメ卸156社の米穀売上高は10年前に比べて23%減少の8856億円、また経済産業省「商業統計表」(速報)によれば、平成19年の米卸売業の年間商品販売額は約3兆4709億円と、平成14年比で43.7%減少となっている。米穀卸売業の事業所数は3706所となっており、94.1%が従業員数29人以下の中小規模事業者(総務省統計局「経済センサス基礎調査」)となっている。

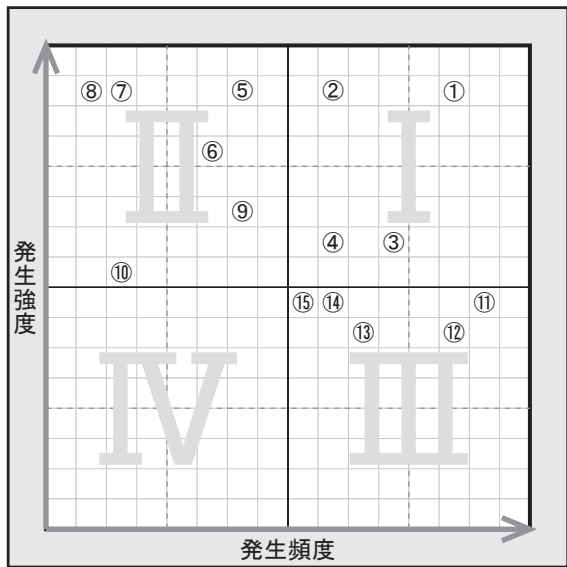
コメの流通の特徴は、秋に仕入れたコメを1年かけて販売するため輸入穀物や需給バランスの影響による価格変動がつきものである。

平成22年以降の「米トレーサビリティ法」の施行により事業者には取引記録の保管義務や原料米や原産国の開示、そして東日本大震災の影響による収穫前後の二段階での放射性物質検査等のコスト増加の一方で、主食用米の消費量減少や流通自由化により収益環境は厳しさを増している。

今後の動向としては、せんべいやみそに使用する加工用米の国産米シフトによる市場の拡大、加工食品事業、海外向けの販売等が期待される。

◇リスクマップの例

- I ①異常気象や自然災害
- ②放射性物質汚染
- ③消費者ニーズの変化
- ④事業戦略の失敗
- II ⑤経営者・役員の死亡等
- ⑥労働災害
- ⑦事故発生時の休業
- ⑧保管中の商品事故
- ⑨主要取引先の倒産
- ⑩機械設備の事故
- III ⑪商品価格の変動
- ⑫誤出荷や誤表示
- ⑬輸送中の商品事故
- ⑭異物混入・製品回収
- ⑮債権管理と資金調達



◇米卸売業の特徴的リスク

特徴的リスクとして、商品(穀物等)が天候等の影響をまともに受けるということです。また生産コスト上昇を理由にした仕入れ価格上昇が続く一方で、低価格米を求める値下げ圧力や、米トレーサビリティ法による品質管理レベルの向上等、厳しい収益環境下で管理コストが上昇傾向にあります。外的要因リスクとして、①異常気象や自然災害等による商品調達難や②放射性物質汚染の風評損害、③消費者ニーズの変化、④主要取引先等の倒産、⑤商品価格変動による逆ザヤリスク等が挙げられます。

内的要因リスクとして、多様な販路や流通経路を確保する一方④主食用米や加工用米等の扱い品目選定等の事業戦略の失敗や⑤債権管理や資金調達の問題も注意が必要です。穀物の仕入、保管、輸送するというサイクルの中で、⑥倉庫等の保管場所での危険を伴う荷役作業は労働災害リスクにも注意が必要となり、⑧保管中の商品事故(自然災害や事故等)や⑨輸送中の商品事故の他、米は温度や湿度管理が大切であり⑩冷蔵設備や空調設備事故による品質低下や商品毀損リスク、⑪精米作業中や保管中の異物混入による商品回収リスクもあります。

取引記録や原材料及び産地情報の管理不備や⑫商品取り違えによる誤出荷や産地誤表示等の問題は、商取引上の信用問題にも発展しますので注意が必要なところとす。

◇米卸売業の具体的リスク対策

国内市場において需要人口とともに減少傾向にある消費量や、生産者と消費者間の直接取引の増加に伴い卸会社の販売量の減少など経営環境は厳しく、合併や独自分野の強化等で生き残りを模索する状況にあります。

そのような経営環境下でも、業界大手の卸等は主食用米以外に加工用米の取扱やコメ関連の加工食品等の新しい分野への進出、または海外の日本食人気を背景とする高級品としての日本産米需要への対応など、低迷する国内需要を海外事業の強化等で補う戦略となっております。東日本大震災の影響があったように、今後も災害や異常気象により出荷停止や調達難というリスクも高まりつつあります。

多様な仕入れルートや販路の構築、加工食品等の開発による新たなマーケット(健康分野や食の提案)の創出等、独自性の強化や収益源の多様化が一層求められると思われます。買付能力の確保や価格変動による逆ザヤを回避するための販売管理、決済サイトに応じた資金調達や債権管理等の財務的なリスク対策も重要になります。

安定供給や食品リコール発生時の対応力向上の意味からも、品質管理や生産履歴管理等の強化は取引相手との信頼性確保には不可欠となり、これらの事故やトラブル発生を想定した緊急事の手順や回収ルール・代替供給手段等を平常時から準備されることも必要になります。

◇米卸売業における保険活用

米卸売業における保険活用として⑤経営者・役員の死亡等による経営離脱があります。前述の事業規模から、経営層への依存度合いが高いと思われるので、売上減少に伴う運転資金の確保や債務償還への備え、買掛金の決済など事業保障性の生命保険の手当ては必要です。

⑥の労働災害についても、危険を伴う荷役業務のため業務手順の教育研修も含め安全管理体制の不備は使用者責任を問われる場合もありますので、労災保険の上乗せ補償や使用者賠償責任保険の手配が望ましいです。また⑨主要取引先の倒産による債権回収リスクに備えた取引信用保険も一考です。大口の取引先である飲食店等の競争が激しい業界の場合には、大きく影響しますので与信管理も含めて対策が必要になります。

米の保管という重要な業務があり⑩冷蔵設備や空調設備・精米設備の事故に伴う、商品や設備機械の保全のための火災保険や地震危険補償特約、⑦事故発生時の利益保険等も損失発生時の財務変動に備えて必要になります。

倉庫業として第三者の商品を保管する場合には、併せて受託物賠償責任保険等も必要な場合があります。食中毒事故のリスクは比較的低いですが⑭異物混入事故に備えたPL保険や回収費用をカバーする食品リコール保険等も検討が必要になり、商流を見据えた提案でプロ代理店の価値を発揮できます。

事業主が負担する保険料の適用は？

国税庁、新生命保険料控除の質疑応答事例を公表一下

▽傷害特約付生命保険契約の特約の更新

Q 平成23年12月31日以前に締結した傷害特約(身体の傷害に基因して保険金を支払うもの)付生命保険契約について、平成24年1月1日以後に傷害特約のみを同様の契約内容で更新した場合、更新後に支払う保険料は生命保険料控除の対象となるか。

なお、これまで傷害特約に係る保険料部分も含めて一般の生命保険料控除の対象とされていた。

A 主契約に係る部分の保険料についてのみ生命保険料控除の対象となる。

平成22年度の税制改正により、生命保険料控除の改正が行われ、平成24年1月1日以後に締結をした生命保険契約等(以下「新契約」)に係る保険料については、主契約または特約の内容に応じてそれぞれ新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料に区分したところで、生命保険料控除の規定が適用される。

また、平成24年1月1日以後、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(以下「旧契約」)に附帯して新契約を締結した場合、その旧契約は新契約とみなすこととされており、新契約とみなされる契約変更等には、主契約や特約の更新も含まれている(平成24年1月19日国税庁文書回答)。

照会の生命保険契約に係る保険料については、更新前においては、傷害特約部分に係る保険料も含めた全体が旧生命保険契約等に係る保険料(旧生命保

険料)として生命保険料控除の対象とされるが、更新後は新契約とみなされるので、主契約または特約の内容に応じて各生命保険料に区分することとなる。

ところで、生命保険料控除の対象となる新生命保険契約等とは、一定の保険契約のうち生存または死亡に基因して保険金が支払われるものをいい、介護医療保険契約等とは、疾病または身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるものをいう(所得税法第76条第5項、第7項)。

照会の保険契約のうち傷害特約については、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われるものですので、新生命保険契約等または介護医療保険契約等のいずれにも該当せず、その保険料は生命保険料控除の対象とはならない。

▽事業主負担の保険料等の生命保険料控除の適用

Q 当社では、これまで生命保険会社と適格退職年金契約を締結し、これに基づき退職一時金及び退職年金の支給を行っており、平成24年3月31日をもって適格退職年金制度が廃止された後も解約等を行わずに退職年金契約として継続している。この退職年金契約に基づき当社が支出する保険料について、使用人に対する給与等として課税対象とされた場合、その使用人の生命保険料控除の対象となるか。

なお、本照会における適格退職年金契約は、法人税法附則第20条第4項ただし書に規定する一定の閉鎖型の適格退職年金契約には該当しないものとする。

A 使用人の給与等として課税された保険料については、その使用人の生命保険料控除の対象となる。

事業主が適格退職年金契約に基づき支出した保険料は、給与所得に係る収入金額に含まれないものとされているが、適格退職年金制度については、いわゆる閉鎖型で一定のものを除き、平成24年3月31日をもって廃止されており、適格退職年金契約が平成24年4月1日以後も継続している場合には、一般の退職年金契約(生命保険契約等)として取り扱われることになるので、事業主が支出する保険料は使用人に対する給与所得に係る収入金額に含まれることになる(所得税法施行令第65条第2号)。

ところで、役員または使用人の負担すべき生命保険料等を使用者が負担した場合において、その負担した金額でその役員または使用人の給与等として課税されたものは、その役員または使用人が支払った生命保険料等の金額に含まれるものとされている(所得税基本通達76-4)。

したがって、照会の退職年金契約に基づき事業主が支出する保険料については、使用人の給与等として課税されるので、使用人においては、一般の生命保険料(新生命保険料または旧生命保険料)として生命保険料控除の対象となる。(おわり)

知ってトクする -702-

税務情報

